

○笛吹市簡易水道等給水条例

平成18年6月26日

条例第61号

(趣旨)

第1条 この条例は、笛吹市簡易水道等の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易水道等 簡易水道及び小規模水道をいう。
- (2) 簡易水道 給水人口が100人を超え5,000人以下である水道をいう。
- (3) 小規模水道 給水人口が20人を超え100人以下である水道をいう。
- (4) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (5) 一般用 給水を一般家庭、官公署又は学校において使用するものをいう。
- (6) 営業用 給水を営業において使用するものをいう。
- (7) 臨時用 水道を一時的に使用するものをいう。
- (8) 定例日 料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。

(名称及び給水区域)

第3条 簡易水道等の用に供する水道の名称及び給水区域は、次の表のとおりとする。

名称	給水区域
芦川地区簡易水道	芦川町全域
戸倉地区小規模水道	御坂町戸倉の区域

(給水装置の種類等)

第4条 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共同で使用するもの
- (3) 消火栓 公設又は私設のものであって、消防の用に供するもの

(加入金)

第5条 給水装置の新設申込者は、申込みの際、次の表に掲げる負担金に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額を市に納付しな

ければならない。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	100,000
20ミリメートル	200,000
25ミリメートル	350,000
30ミリメートル	550,000
40ミリメートル	850,000
50ミリメートル	1,250,000
75ミリメートル	3,000,000

(料金)

第6条 料金は、基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に消費税相当額を加えた額とし、別表により算定する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第7条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合、使用水量は、各月均等とみなす。

2 市長は、やむを得ない事由があるときは、前項の定例日を変更することができる。

(料金の徴収方法)

第8条 料金は、隔月に徴収する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを変更することができる。

2 料金及び督促手数料の徴収は、預金口座振替によるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 前項に掲げる以外の徴収は、振込み又は窓口収納によるものとする。

(料金の減免)

第9条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるものについては、この条例によって納付しなければならない料金を減免することができる。

2 前項の規定により減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金及び加入加算金
- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (3) 不可抗力による漏水に起因する料金

- 3 前項に規定するもののほか、行政区が管理運営する施設等における料金について減免の対象とし、料金の減免の額は、第6条で定める基本料金の額の100分の50、超過料金及びメーター使用料とする。

(手数料)

第10条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、指定給水装置工事事業者の指定に係る申請手数料については、笛吹市水道事業給水条例(平成18年笛吹市条例第59号)第34条の規定により支払った場合は、この限りでない。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定に係る申請手数料 1件につき10,000円
(ただし、指定に係る指定証再交付の場合5,000円)
- (2) 設計審査手数料 1件につき5,000円(ただし、集合住宅等に係る複数メーター設置の場合、その個々のメーター設置1個当たり一申請手数料とする。)
- (3) 工事完成検査手数料 検査1回ごと1件(市のメーター設置1個当たり)につき5,000円
- (4) 配水管工事完成検査手数料 1回につき20,000円
- (5) 分水工事立会手数料 1件につき5,000円
- (6) 開栓手数料 1件につき1,000円
- (7) 給水装置工事許可書の交付手数料 1件につき500円
- (8) 管路図の写し交付手数料 1枚につき300円
- (9) 給水工事台帳図の写し交付手数料 1枚につき300円
- (10) しゅん工図等の写し交付手数料 1枚につき300円

- 2 前項に該当するもののほか、市長が特に必要と認めるものについては、別に実費を徴収する。

- 3 前2項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(準用)

第11条 この条例に規定するもののほか、笛吹市水道事業給水条例の規定(第3条、第4条、第9条、第27条、第28条、第33条及び第34条を除く。)を準用する。この場合において「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 御坂町簡易水道給水条例(昭和39年御坂町条例第18号)

- (2) 一宮町簡易水道事業給水条例(平成10年一宮町条例第4号)
 - (3) 笛吹市境川地区簡易水道事業給水条例(平成16年笛吹市条例第183号)
 - (4) 笛吹市春日居地区簡易水道事業給水条例(平成16年笛吹市条例第184号)
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、御坂町簡易水道給水条例、一宮町簡易水道事業給水条例、笛吹市境川地区簡易水道事業給水条例又は笛吹市春日居地区簡易水道事業給水条例(以下これらを「廃止前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 第5条の負担金及び第9条第1項各号の手数料については、平成18年10月1日以後の申込みに係る負担金及び手数料について適用し、同日前の申込みに係る負担金及び手数料については、なお廃止前の条例の例による。
(芦川村の編入に伴う経過措置)
- 5 芦川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、編入前の芦川村簡易水道給水条例(平成10年芦川村条例第2号。以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成18年8月1日条例第83号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第6号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の笛吹市水道事業給水条例(以下「新水道条例」という。)第27条の規定及び第2条の規定による改正後の笛吹市簡易水道事業給水条例(以下「新簡易水道条例」という。)第6条及び別表の規定(境川町水道を除く。)は、平成21年11月1日以後に行う水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行う水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 境川町水道に係る新水道条例第27条の規定及び新簡易水道条例第6条及び別表の規定は、平成22年5月1日以後に行う水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行う水道メーターの検針に係る料金については、なお

従前の例による。

- 4 境川町水道の平成22年5月1日から平成23年4月30日までの水道メーターの検針に係る料金については、新簡易水道条例第6条の規定にかかわらず、次の表に定めるところにより算定した基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の105を乗じて計算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金

基本水量		基本料金(2月につき)
一般用営業用	20立方メートル	1,400円

(2) 超過料金

水量区分(2月につき)		料金(1立方メートルにつき)
一般用	21立方メートルから50立方メートルまで	75円
	51立方メートルから100立方メートルまで	100円
	101立方メートル以上	110円
営業用	21立方メートルから50立方メートルまで	75円
	51立方メートルから100立方メートルまで	100円
	101立方メートルから200立方メートルまで	110円
	201立方メートル以上	145円

(3) メーター使用料

メーターの口径		2月の使用料
一般用営業用	13ミリメートル	110円
	20ミリメートル	220円
	25ミリメートル	300円
	30ミリメートル	500円
	40ミリメートル	1,000円
	50ミリメートル	2,000円
	75ミリメートル	3,000円

附 則(平成22年12月17日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月13日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金の減免の有効期限)

2 第9条第3項の規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年10月1日条例第17号)

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成29年12月27日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市簡易水道等給水条例第6条別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用水量から適用し、同日前に使用した使用水量は、なお従前の例による。この場合において、算定期間の使用水量は、各日均等に使用したものとみなし、その料金を計算するものとする。

附 則(平成31年3月22日条例第13号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月23日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市簡易水道等給水条例第6条及び別表の規定は、この条例の施行の日前に使用した水量を含まない使用水量に係る料金から適用し、同日前に使用した水量を含む使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

(1) 基本料金

基本水量	基本料金(2月につき)
60立方メートル	1,496円

(2) 超過料金

水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)
61立方メートルから140立方メートルまで	44円
141立方メートルから200立方メートルまで	74円

201立方メートル以上	118円
-------------	------

(3) メーター使用料

メーターの口径	2月の使用料
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	220円
25ミリメートル	300円
30ミリメートル	500円
40ミリメートル	1,000円
50ミリメートル	2,000円
75ミリメートル	3,000円